



広島県報

定期
第80号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示	国土調査の成果の認証(四件).....(地域づくり推進室).....一
公告	解除予定保安林にする旨の通知.....(治山室).....二
	特定非営利活動法人の認証申請.....(文化・県民協働室).....二
	危険物取扱者保安講習の実施.....(保安室).....二
	公安委員会告示.....四
	遊技機の型式の検定の告示.....四

告示

広島県告示第八百九十号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十月二十三日

一 調査を行った者の名称
 神石郡神石高原町

広島県知事 藤田雄山

- 二 調査を行った期間
平成十六年五月から平成十八年二月まで
- 三 成果の名称
神石郡神石高原町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
神石郡神石高原町下豊松及び笹尾の一部
- 五 認証年月日
平成十八年十月十三日

広島県知事 藤田雄山

- 広島県告示第八百九十一号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十月二十三日
- 一 調査を行った者の名称
神石郡神石高原町
 - 二 調査を行った期間
平成十六年五月から平成十八年三月まで
 - 三 成果の名称
神石郡神石高原町地籍図及び地籍簿
 - 四 調査を行った地域
神石郡神石高原町大字油木・安田の一部
 - 五 認証年月日
平成十八年十月十三日

- 広島県告示第八百九十二号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
 平成十八年十月二十三日
- 一 調査を行った者の名称
山県郡北広島町
 - 二 調査を行った期間
平成十六年五月から平成十八年三月まで
- 広島県知事 藤田雄山

- 三 成果の名称
山県郡北広島町地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
- 四 山県郡北広島町志路原の一部
認証年月日
平成十八年十月十三日

広島県告示第八百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。
平成十八年十月二十三日

- 一 調査を行った者の名称
世羅郡世羅町
調査を行った期間
平成十六年五月から平成十八年三月まで
- 二 調査を行った者の名称
世羅郡世羅町
調査を行った地域
世羅郡世羅町大字安田の一部
認証年月日
平成十八年十月十三日

広島県告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成十八年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三次市作木町香淀字川ヶ七七四の五、門田字下組二六の四、二六の五
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。
平成十八年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みどり福祉会	代表者の氏名 杉田 勢喜子	主たる事務所の所在地 広島県広島市安佐南区緑井三丁目二七番二一号	定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、授産に関する事業を行い、地域に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成十八年一月二日
---------------------------------	------------------	-------------------------------------	--	------------------------

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定によって、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。
平成十八年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 受講対象者
危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」といふ。）において、危険物の取扱作業に従事しているものは、次のとおりこの講習を受講しなければならない。
1 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内（ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から三年以内）
2 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日から三年以内
- 二 講習年月日及び場所

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
平成一九年一月二〇日	給油取扱所	その他	広島市
" " 二一日	その他	給油取扱所	広島市
" " 二二日	コンビナート	コンビナート	福山市
" " 二五日	給油取扱所	その他	東広島市
" " 二六日	給油取扱所	その他	三次市
" " 二七日	給油取扱所	その他	三原市
" " 二九日	給油取扱所	その他	呉市
" " 三〇日	給油取扱所	その他	福山市
" " 三一日	給油取扱所	その他	福山市
" " 三二日	給油取扱所	その他	広島市
" " 三三日	給油取扱所	その他	大竹市
" " 三四日	給油取扱所	その他	大竹市
" " 三五日	給油取扱所	その他	大竹市
" " 三六日	給油取扱所	その他	大竹市
" " 三七日	給油取扱所	その他	大竹市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

注二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人あてに送付する。

注三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

1 午前

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	九時一〇分から一〇時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一〇時一〇分から一二時一〇分まで

2 午後

講習科目	時間
一 危険物関係法令に関する事項	一三時一〇分から一四時一〇分まで
二 危険物の火災予防に関する事項	一四時一〇分から一六時一〇分まで

四 受講手続

1 受講申請書の受付期間など

平成十八年十一月十三日(月)から十一月二十四日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く(受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。)

郵送の場合は、平成十八年十一月二十四日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。

2 受講申請書の提出先

受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

(一) 各消防本部(署)

(二) 社団法人広島県危険物安全協会連合会(〒七三二・〇八二四 広島市南区的場町一丁目七番二〇号 広島県石油会館一階)

ただし、郵送の場合は、社団法人広島県危険物安全協会連合会あてとし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

3 受講申請書は、消防本部(署)、社団法人広島県危険物安全協会連合会又は広島県県民生活部危機管理局保安室で配布する。

五 受講手数料

四千七百円

この手数料は、四千七百円に相当する額の広島県収入証紙を、受講申請書の所定の欄にはって納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

なお、受講申請書受理後は書類、手数料は返還しない。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分前から受付を開始する。

受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。

七 講習修了証明

講習修了の証明は、危険物取扱者免状に記入する。

なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

1 講習のテキストは、当日会場配布する。

2 講習会場及びその周辺には駐車場がないので、自動車で来場しないこと。

3 その他講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部(署)、社団法人広島県危険物安全協会連合会(電話(〇八二)二六二・二〇三三)又は広島県県民生活部危機管理局保安室(電話(〇八二)五一三・二七九〇)にすること。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第87号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月23日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0902	告示の日 (平成18年 10月23日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R 俺 だ ち 三 羽 鴉 B 6 7 5	株式会社高尾 代表取締役 内 壱 市 中 川 区 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	左 同
6P0662	同 上	同 上	C R 清 流 物 語 M T C	株式会社三洋物産 代表取締役 金 沢 市 千 種 区 (愛知県名古屋千種区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P0686	同 上	同 上	C R 清 流 物 語 M T A	同 上	左 同
6P0841	同 上	同 上	C R フ ィ ー バ ー ン ソ ス E R O S T 4	株式会社三共 代表取締役 毒 島 秀 行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	左 同
6P0858	同 上	同 上	C R フ ィ ー バ ー ン ソ ス E R O S T 7	同 上	左 同
6P0900	同 上	同 上	C R ・ 燃 え る 闘 魂 ア ン ト チ ュ 木 F 5	株式会社平和 代表取締役 石 橋 保 彦 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	左 同

6P0783	同 上	同 上	C R キ ャ ッ プ ア イ X T	株式会社アトム 代表取締役 井 置 定 男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	左 同
6P0864	同 上	同 上	C R キ ャ ッ プ ア イ G L	同 上	左 同
6S0214	同 上	同脚式遊技 機	C R P オ ー イ サ リ ョ ウ ア G 2	株式会社アトム 代表取締役 原 野 直 也 (東京都台東区東上野二 丁目20番1号)	左 同
6S0520	同 上	同 上	カ リ ア ノ カ イ ソ ノ - 3 0	同 上	左 同
6S0790	同 上	同 上	C P ヨ ウ カ イ タ イ セ ン ソ ー G 5	同 上	左 同